

第102回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日時：平成28年6月15日(水) 16:00～18:00

2 場所：中央合同庁舎第2号館 共用1001会議室

3 出席者

座長 秋山 収

江利川 毅

小野 勝久

小早川 光郎

高橋 滋

松尾 邦弘

南 砂

(総務省) 行政評価局長 新井 豊

大臣官房審議官 讃岐 建

行政相談課長 菅原 希

行政相談業務室長 細川 則明

4 議題

(1) 事案

- ① 納税義務者用の特別徴収税額決定通知書の記載内容の秘匿（新規）
- ② 日本学生支援機構の第二種奨学金の貸与が受けられる者の拡大（新規）
- ③ 地方公務員共済組合における育児休業手当金の支給期間の延長要件の見直し（継続）

(2) 報告

- ① 年金請求時に添付する戸籍謄本等の原本返却の推進（回答）
- ② 年金受給権者死亡後に支給された年金の返納通知の改善（回答）
- ③ 高年齢雇用継続基本給付金の受給を理由とする老齢厚生年金の一部支給停止の解除（回答）

5 議事概要

(1) 事案

① 納税義務者用の特別徴収税額決定通知書の記載内容の秘匿

事務局から付議資料に基づいた説明が行われた。

(小野委員)

ある市に寄せられた意見の中で、自分の収入が社内で話題に上り不快な思いをしたという意見があったが、自分も同じ身につつまされるような経験をした。

また、収入以外にも、寡婦であることなどやはり知られたくないこともあるだろうと思う。それから配当についても、株をやっていることなど会社としては労務管理上マークしたい情報である。そういう情報が漏れるのはいかながなものかなという感じがする。

そういうことから考えると、プライバシー保護の流れがあるので、場合によっては、各自治体に、先行事例としてこういうことをやっていますよ、お金は大体これくらいかかっているようですよと情報提供する方向がいいのではないかと思う。

(秋山座長)

資料4 ページの様式(納税義務者用の特別徴収税額の決定・変更通知書)をみると、所得や身分について表示されることになっている。こういった情報について世の中全体が敏感になってきているという中で、同一の職場の中とはいえ本人以外の者がこういった情報を見ることができる状況は、やや無神経だという感じは共有できるような気がする。これは何とかしなければならぬという感じがあると思う。

(松尾委員)

資料8 ページの内容が気になった。秘匿措置の実施状況がC県内では29市町全てだということである。ところが、D県内の市町村では2市町村しかやっていない。これは納税義務者サイドからみると、この両県では同じような扱いをされていないということになるのだと思う。こんなに差があるのかと大変驚いた。何か特別な原因でもあるのだろうかというも含めて、D県内の市町の秘匿措置の実施率が低すぎるのではないかということの問題意識として非常に強く感じる。地方税法には書いていないということを言っているところもあるが、そうではなくて、やはりプライバシーの保護というのはこういった分野にも当然及ぶという役人としての感覚の濃淡があるのかなという感じを受けざるを得ない。

そのため、対応策としては、今は秘匿措置をやっていることが随分一般化してきていると思うので、その広報をしっかりとやるということがまず第一歩で、大変大事なことである。広報を行うように奨励するようなことを推進会議として言えればというふうに思う。地方税法で規定するなどといったことまでは難しいという感じがするので、

広報を進めて、またその結果を調査してみる。どういう広報の仕方をしたのか、それについての各地方公共団体の対応状況をまた機会をみて調査し、大きく改善されているのであれば、それを毎年後押ししていけばいいと思うが、余り改善が進んでいない地方公共団体などを重点的に調査して、どの程度改善したのかを事情聴取してもいいと思う。

(江利川委員)

個人情報保護法上の論点はないか。

(事務局)

市町村であれば個人情報保護については条例で規定することになっていますが、特別徴収義務者までは規制が及びません。あくまでプライバシーの保護という観点だろうと思います。

(秋山座長)

民間企業の社員は対象にならないということか。

(事務局)

対象になりません。民間企業については、現行では、自ら事業として扱う5,000人以上の個人情報を扱っていれば規制がかかります。

(高橋委員)

総務省自治税務局市町村税課からの回答は、事業主が知ることはやむを得ないと考えているけども、まずは実態の把握に努めたいという回答であるが、これは、把握した結果、例えば自治体間でバラつきがある場合についてはどうなるのか。是正するということまでニュアンスとして含んでいる回答だと受け取っていいのか。それとも単に調べますよというところまでの回答なのか。

(事務局)

まずは実態を把握するという回答と解しています。

実は私どもは全国的な市町村の情報を把握したかったのですが、全くそういった情報がなかったため個別に確認するしかありませんでした。

先ほど松尾委員から、C県とD県の話がありましたが、たまたまA県を通じてC県は全市町でやっているようだということを知り、直接連絡して確認しました。また、D県につきましても、たまたまD県に話を聞いたところ県内市町村の状況を聞くことができました。その結果、極端な差が出た例となりましたが、ほかの都道府県内の市町村の状況はよく分かりません。

ですので、まずは実態の把握に努めたいということなのだろうと思います。

(秋山座長)

比較的単純な問題であり、行動が早い方がいいと思う。推進会議で何か言ったということであれば、それも動く一つの力になり得ると思うので、ソフトな方法ではあるが、実態把握とその結果の周知を促すという方向であっせんを行う。本件については、

そういう取りまとめにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

② 日本学生支援機構の第二種奨学金の貸与が受けられる者の拡大

事務局から付議資料に基づいた説明が行われた。

(秋山座長)

学校教育法施行規則第 150 条第 2 号の「文部科学大臣が高校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者」については、日本の私立学校が設置している 7 つの教育施設でよいか。

(事務局)

そのとおりです。

(秋山座長)

学校教育法施行規則第 150 条第 1 号の「外国において学校教育における 12 年の課程の修了者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの」はどういったものか。

(事務局)

昭和 56 年の文部省告示「外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者に準ずるものを定める件」で定められています。

例えば、相談者のような外国の高校に在学していた者は、高校に対応する外国の学校の課程のうち当該課程の修了者として「高校に対応する外国の学校の課程のうち、当該課程修了者が大学入学に関し高校卒業者と同等以上の学寮があると認められるもの」に該当します。また、「我が国において、高校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた別表第二に掲げる教育施設の当該課程を修了者で、18 歳に達したもの」は日本にある外国の学校を指します。そういった学校が個別に指定されています。

(秋山座長)

昭和 56 年の文部省告示では、「認められる」や「別表」と記載があるが、結局は文部科学省が大学入学資格を個別に認めたり、表に掲げているということか。

(事務局)

文部科学省が告示等で個別に認めている大学入学資格です。

そのような出願者については、例えば、国内の大学では、個別に必要なに応じて入学資格を確認するため、出願者の在籍している学校がある国の日本国内の大使館若や外国政府の教育を担当する部局に照会するような場合もあると聞いています。

(松尾委員)

奨学金の貸与の対象者の国籍は問われているのか。

(事務局)

第二種奨学金及び第一種奨学金ともに貸与の対象者は、日本国籍と有する者とされています。しかし、それを直接明記した規定はありません。他の規定からみて、そのようになっています。その他に「法定特別永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」等、日本国籍を有する者以外の者も含むとされています。

(秋山座長)

それらの者は、奨学規程という運用基準で定められているのか。

(事務局)

そのとおりです。

(松尾委員)

運用基準に日本国籍の者のみと書いてあるのか。

(事務局)

日本国籍の者と明記されているものはないと承知しています。奨学規程においても、大学等に在学する学生等のほか、法定特別永住者、永住者の配偶者等を含むものと書かれています。

(松尾委員)

定住者のうち将来永住する意思のある者も貸与の対象とされているが、この者の国籍はどう規定されているか。

(事務局)

国籍を問うてはいません。

(松尾委員)

今提起されている問題は、外国の高校で学んでいる日本国籍の者だが、相談者の娘も同様か。

(事務局)

相談者の娘さんについても、日本国籍を有しています。

(松尾委員)

外国籍の者については、当然排除されているということか。

(事務局)

そういうことになります。

(秋山座長)

奨学規程のうちの例外である「法定特別永住者」、「永住者」等以外の、通常の外国人の国籍について、法令上の規定はないが、今のところ奨学金の対象とされていない。日本国籍を前提として運用されているのか。

(事務局)

そのとおりです。

(松尾委員)

特定の外国人に当たらない人が外国の高校に在籍し、日本の大学に進学したいという場合、奨学金を借りる手段はないのか。

(事務局)

日本学生支援機構の奨学金を借りることはできません。

(秋山座長)

外国から日本の大学等に留学している人については、いろいろな優遇施策があるのか。

(事務局)

留学生という意味では、支援施策は他にあるかと思えます。

(松尾委員)

別の手立てはあるが、外国からの留学生については、日本学生支援機構の奨学金の貸与の対象ではないという理解でよいか。

(事務局)

そういうことです。

(秋山座長)

国内の高校については、制度として確立されているし、信用できる。しかし、外国の高校は正規の学校か否か分からないから、予約採用については、等し並みに排除している。また、在学採用について、外国の大学は認めていないということか。

(事務局)

そのようになっています。

(秋山座長)

予約採用について、日本の高校は信用ができ、そこから、資料等をとれるから、外国の大学であっても予約採用の対象としているのか。

(事務局)

そのようになっていると考えます。外国の大学が正規の学校であることについては在籍する日本の高校を通じて行う予約採用の申込に、進学する外国の大学で取得できる学位等の資料を添付させることで国内の高校が担保しているということになるかと思えます。

(秋山座長)

外国の大学の在学採用については、制度的に等し並みに対象としていないということか。

(事務局)

そうになっています。ただし、外国の大学に入学した後の在学採用については、世の

中の動きから奨学金の貸与の可能性を検討しなければならないということで、日本学生支援機構の方で検討していると伺っています。

(秋山座長)

外国の大学については、正規の学校かどうか分からないから、在学採用について等し並に対象としないというのではなくて、日本学生支援機構が、外国の大学が正規の学校であることが確認できれば在学採用を認めていくという方向の検討が始まっているということか。

(事務局)

そのように伺っています。

しかし、外国の高校の在学者及び卒業者の予約採用については、検討されていないと承知しています。

現在、検討されているのは、外国の大学入学後の在学採用で、第二種奨学金の貸与の申込みが不可となっている国内の高校及び外国の高校の卒業生並びに高校卒業程度認定試験合格者についてです。

(秋山座長)

外国の大学について、これまでは、奨学金の制度では信用していなかったが、そこは何らかの手立てにより、しっかりしたものと認められるならば、その大学の在学採用は認めていく方向にあるということか。大学が信用できるのであれば、国内の高校であろうと外国の高校であろうと、外国の大学に入学した後について奨学金の貸与の申込みを認めるという話がでてきているということか。

(事務局)

そのとおりです。高校が国内か外国かを問わず、入学した外国の大学が正規の大学であることを何らかの手立てにより確認することで、奨学金の申込者の対象とする検討が行われていると思われまます。

(松尾委員)

第二種奨学金の貸与が受けられる者について、どのような理屈で、大学入学前の申込みの場合と大学入学後の申込みの場合の可否を説明しているのか。

(事務局)

例えば、大学入学前の第二種奨学金の申込みについては、在学している又は卒業した高校の校長の推薦が必要で、申込手続についても、その高校で行います。優れた学生であること及び進学する大学が正規の学校であることを申込み手続を行う高校を通じて担保しているというものです。外国の高校については、それができるかどうか分からないということで、第二種奨学金の申込みが不可となっているようです。

(松尾委員)

国内の高校の在学者及び卒業生について、外国の大学入学前の予約採用の申込みは可に対し、入学後の在学採用の申込みは不可となっている。この意味は何か。

(事務局)

国内の高校及び大学については、すべて正規の学校であるので、高校の学校長からの推薦を含む申込み手続きで第二種奨学金の貸与基準を満たしていることの確認が容易にできます。しかし、外国の大学については、その大学が正規の学校か分からないので、国内の大学と同じ取扱いにはできないということだと思われます。

(秋山座長)

国内の高校及び国内の大学については、正規の学校で信用でき、担保できる。しかし、外国の高校、外国の大学は等し並みには担保できないということを前提として、制度はできているということですね。

(事務局)

国際化の結果として、現状そのようになっていると考えます。

(松尾委員)

それだと、国内の高校についても、外国の大学入学前の予約採用及び入学後の在学採用の両方とも第二種奨学金の申込みが不可にならないか。

(事務局)

国内の高校の在学者及び卒業者が外国の大学に進学する場合、国内の高校の校長の推薦を得て、入学する大学が正規の学校であるかの確認書類を添えて高校を通じて、第二種奨学金の申込みをします。したがって、外国の大学が正規の学校であること、学生については成績が平均以上で優れていることの担保がとれるということです。

(小野委員)

グローバル化の時代なので、奨学金の貸与の申込みができない者については、少し見直しをして、奨学金の貸与の申込みの対象者について門戸を拡げてみてはどうか。第二種奨学金の貸与基準の一つが、学生が優れていることとすれば、外国の大学に進学したとしても、日本国籍であれば、日本に戻ってくる場合がある。あるいは、その学生が外国で就職しても、グローバル化の時代に沿ったものでもある。

現在、文部科学省が、外国の大学に進学する場合で、大学入学後の在学採用の導入を検討し始めているのだから、外国の高校の在学者及び卒業者が大学入学前に奨学金を申し込む予約採用についても、検討するというのが改善の方向性として良いのではないか。

(秋山座長)

現在、文部科学省や日本学生支援機構では、外国の大学についても、正規の学校で信用できるのであれば、国内及び外国の高校の卒業者が外国の大学に進学した場合、大学入学後でも第二種奨学金の貸与が受けられるようにすることを検討しているのか。

(事務局)

そのとおりです。

(秋山座長)

高校卒業程度認定試験合格者が外国の大学入学前は、第二種奨学金の貸与の申込みが可であるのに対し、入学後は不可というのは、何か論理が合わないような気がする。

つまり、日本学生支援機構は、認定試験の成績をみて、第二種奨学金の貸与を決定している。外国の大学の入学前については奨学金の貸与の申込みが可となっているが、入学後は申込みが不可となっている。どのような違いによるものか。

(事務局)

国内の大学の在学採用の手続きでは、大学の学校長の推薦を必要としています。仮に、外国の大学についても同じ手続きを考えた場合、入学した外国の大学の推薦が得られるか分からないこともあるかと思われます。

(秋山座長)

外国の大学から推薦が得られるか否かの論理がかかっているのか。

少し複雑なので、はっきりとさせると、日本国籍を有する外国の高校の在学者及び卒業生については、国内の大学及び外国の大学いずれの大学に進学する場合でも、第二種奨学金の予約採用の申込みができない。これについて、予約採用ができるように検討すべきではないかということか。

(事務局)

その方向を考えています。

日本学生支援機構と文部科学省において、国内及び外国の高校の卒業生が外国の大学入学後に奨学金の貸与の申込みを可能とすることについて検討しています。外国の高校の在学者及び卒業生が国内及び外国の大学に入学する前に奨学金の貸与の申込みを可能とすることについても、引続いて検討していただくことも一つの方策ではないかと考えています。

(秋山座長)

分かりました。

それから、学校教育法施行規則第 150 条の各号において文部科学大臣が大学入学資格を認定又は指定する者についても、検討する必要があるということか。

(事務局)

そのように考えています。

(秋山座長)

学校教育法施行規則第 150 条の各号に定めのある者で、例えば、第 1 号の「外国において学校教育における 12 年の課程の修了者又はこれに準ずる者で文部科学大臣に指定したもの」に該当する人で、要するに文部科学省が個別に施設等を認定して、国内大学の入学資格を認めている人、第 2 号の「文部科学大臣が高校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者」に該当する日本の学校が設置する外国の教育施設に在籍している人、第 4 号の「文部科学大臣の指

定した者」に該当するバカロレア等の資格を持つ人については、予約採用の検討をしてはどうかということか。

ただし、第6号の「大学に入学した者であって、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者」及び第7号の「大学において個別の入学資格審査により認めた18歳以上の者」の二つについては、既に大学に入学した者の話になるので、予約採用の話ではないということか。

頭の整理を前提としましたが、先ほど小野委員から意見をいただきました。他の委員からも、ぜひご意見を承りたいと思います。

(高橋委員)

外国の高校を卒業して、その国の大学に入学する場合、優遇措置があり得る。その点を加味してもらい、結果はどうなるか分からないところがあるが、とりあえず、日本学生支援機構に検討してもらってはどうか。

(秋山座長)

仮に、外国の高校の卒業者が外国の大学に進学するとき、第二種奨学金の予約採用をできるようにすると、日本学生支援機構では、外国の高校がある国の学校制度や当該高校が正規の学校か否かとか、個別の調査、検討が必要となるので、行政上は手数がかかることなる。

しかしながら、国際化のすう勢の中、日本も同じ方向に進まなければならないと考えると、日本も国際的に通用する人を育成していくという見地から、やはり考えていかなければならない問題ではないか。

行政苦情救済推進会議とすれば、どのような改善を求めるのか、事務局では、何か案を持っているか。

(事務局)

現時点では、これということは考えておりません。日本学生支援機構では、外国の大学に入学した後に第二種奨学金の申込みを可とする在学採用を検討していると思いますが、その検討状況について分かりかねる点があります。

文部科学省と日本学生支援機構と少しやり取りをさせていただいて、国内の大学及び外国の大学の予約採用の対象者に外国の高校の在学者及び卒業生並びに外国にいる日本人学生で国内の大学入学資格を持つ者についても、貸与の可否を検討していただくということを申し上げていくのかなと考えています。

(秋山座長)

外国の大学に入学した後の第二種奨学金の申込みを可とする在学採用の検討において、日本学生支援機構や文部科学省が何を考えているのか。もう少し、その検討状況についてブレイクダウンしたものを確認する必要があるのではないか。

(江利川委員)

なぜ、日本学生支援機構及び文部科学省では、国内及び外国の高校の卒業生が外国

の大学に入学した後の在学採用だけ拡大を検討しているのか。

(事務局)

その理由について、具体的にはまだ分かっていません。おそらく、1点目は、外国の大学であれば外国の高校に比べて正規の学校か否かという判別や判定がしやすいということ、2点目は、仮に推薦が必要であるとなった場合でも、外国の高校に比べて外国の大学の方が、学校長又は指導教授からの推薦を得やすく、優れた学生であることを担保しやすいのではないかとということが想定されます。

(江利川委員)

外国の大学に入るとき、高校を卒業しなければ大学の受験資格はないのではないかと。

(事務局)

そのとおりだと思います。外国の大学に入学する場合、国内の大学と同様に、外国の大学がそれぞれ受験資格や入学資格の有無を判定していると考えます。

(江利川委員)

外国の大学に入学できなければ当然奨学金をもらえないわけだから、高校で縛ることの必要性が余り感じられない。

(事務局)

そういう考え方はあると思います。

(松尾委員)

国は、日本再興戦略においてグローバル化に対応する人材力の強化をすることとしている。

私の考え方なのだが、おそらく先進国の大学について、日本学生支援機構では、正規の学校であるか否かなど十分な情報を持つことができる状況だと思う。ところが、グローバル化という中では、個人的には、発展途上国の大学に日本人が学び、その国で貢献できるということも非常に望ましい。しかし、発展途上国の中には、それこそ千差万別で、その国の学校制度についての情報を得ることが非常に難しい国もある。また、大学と称していても日本の感覚からいうと、高等教育機関として大丈夫かなというところもないことはないと思われる。グローバル化の中、日本学生支援機構にお願いしたいのは、発展途上国の大学の情報について、これまで以上にしっかりと集めて、そのような発展途上国の大学に進学する者が奨学金の申込みをした場合、的確に判断し、決定することが大変重要である。また、そのような発展途上国の大学で日本人が学ぶことの意義を考えると、先進国の大学へ行くよりも、学生はかなり思い切った決意で、より多くの困難がある中で勉学するわけだから、日本学生支援機構などの関係機関が、サポートする必要がある。

先進国の大学で学ぶだけが、グローバル化に対応する人材になるものでなく、発展途上国で学び、その国に貢献することも、グローバル化に対応する人材である。発展途上国の大学で学ぶチャンスを拓ける方法として、奨学金は大変役に立つと考えられ

る。このような視点があることについても、何かの機会を捉えて、日本学生支援機構や文部科学省に申し上げていただきたいと思います。

(秋山座長)

日本学生支援機構及び文部科学省では、外国の大学に進学する場合、外国の大学及び外国の高校については、正規の学校か信用できないものもあるから、一律に奨学金の申込みを認めないというのが今の立場のようである。

しかし、グローバル化に当たって、日本学生支援機構では、必ず事務局が想定している方向で検討せざるを得ないではないか。

奨学金の貸与が受けられる者の拡大について、日本学生支援機構と文部科学省では、現在、何を検討しているか。その検討の方向性や問題点を確認する必要がある。

事務局においては、彼らの検討状況についてブレイクダウンしていただき、それに基づいて、もう1回議論するということにはどうか。

(各委員)

異議なし。

③ 地方公務員共済組合における育児休業手当金の支給期間の延長要件の見直し

事務局から付議資料に基づいた説明が行われた。

(秋山座長)

育児休業給付金の支給期間の延長要件については、パパ・ママ育休プラス制度の創設により、雇用保険法施行規則に、子が1歳2か月後といった規定が設けられたのか。

(事務局)

パパ・ママ育休プラス制度の創設により、雇用保険法施行規則では、育児休業給付金の延長要件の「子が一歳に達する日」を「休業終了予定日」に読み替える規定が設けられました。パパ・ママ育休プラス制度を利用して、雇用保険の被保険者が子が1歳2か月に達する日前まで育児休業を取得した場合には、育児休業給付金の支給期間の延長は、子が1歳2か月後になります。

しかし、地方公務員共済組合法施行規則及び国家公務員共済組合法施行規則については、雇用保険法施行規則のような読替規定が設けられていません。

(秋山座長)

国家公務員共済組合では、当然解釈により、雇用保険と同じ運用としているのか。

(事務局)

そのとおりです。パパ・ママ育休プラス制度の趣旨に照らして、雇用保険と同じ取扱いにしているということです。

(秋山座長)

地方公務員共済組合法を所管する自治行政局では、関係省令を改正せず、当該省令がパパ・ママ育休プラス制度に対応していないから、パパ・ママ育休プラス制度が創設される前と同じように、子が1歳に達する日前を入所希望日として保育所の入所を申し込んだが、入所できなかったことを証明する書類が必要とされる手続になり、育児休業手当金の延長支給が認められないということか。

(事務局)

そのとおりです。

(秋山座長)

地方公務員共済組合法を所管している自治行政局に対し、関係省令を改正するなど適切な対応をあっせんし、地方公務員共済組合法施行規則と同じ表現振りとなっている国家公務員共済組合法施行規則を所掌する財務省に通知するということか。

(事務局)

自治行政局に対し、地方公務員共済組合法施行規則を改正すべきというのではなく、パパ・ママ育休プラス制度を利用した場合の育児休業手当金の支給期間の延長申請の手続や要件について改善を求めるという方向でのあっせんを考えています。

その理由については、地方公務員共済組合法施行規則の改正には、一定の時間がかかることが想定されます。まずは、育児休業手当金の支給期間の延長申請の手続について、運用により、改善を図ることができるのであれば、それで対応していただき、地方公務員共済組合法施行規則の改正は別途対応していただくことを期待しています。

また、財務省に改善を求めることについては、国家公務員共済組合の組合員に本件と同様の苦情が生じていませんので、あっせんにはなじまないと考えます。

したがって、自治行政局に対して、地方公務員共済組合法施行規則の改正までは直接言及せずに改善を求めると考えています。また、国家公務員共済組合法を所管している財務省に対しては、自治行政局に改善を求めるとを通知したいと考えています。

(秋山座長)

自治行政局に改善措置を講ずる必要があるというあっせんをし、そのあっせんを財務省に通知すれば、うまく物事が解決していくのではないかという、見通しのもとにあっせんをするということか。

(事務局)

省令改正については、場合によっては改善に時間がかかると思いますので、そのように考えております。

(小早川委員)

地方公務員共済組合法施行規則の改正ができていないことそれ自体ではなくて、実際に不都合を被っている地方公務員がいるので自治行政局にあっせんをするのだと

すると、それを財務省に通知したとしても、財務省では、「国家公務員共済組合では、問題が生じていない」ということになるのではないか。

実際の支障が生じていない財務省に通知した場合、財務省として、その通知をどのように解釈すればよいのか、困惑するのではないか。

そのように考えると、財務省に通知する場合に、自治行政局が省令改正をするということも言う必要があるのではないか。

(事務局)

あっせんの方向性については、直接的に地方公務員共済組合法施行規則の改正を言わない趣旨でした。事務局の説明が少し不足していました。

本件については、まずは、運用により改善していただき、地方公務員共済組合法施行規則の改正も検討していただき、改善していただくということです。

自治行政局としては、省令改正すべきものとして承知していますが、まずは、自治行政局に省令改正を含めて改善措置を求めたいと考えています。それを財務省に通知すれば、自治行政局が財務省に対し、地方公務員共済組合法施行規則の改正について協議した場合、財務省でも対応していただけると考えています。

省令改正を直接求めるのではなく、省令改正を含めて改善を求めること方向が望ましいのではないかと考えています。

(小早川委員)

あっせんの文書の中で、地方公務員共済組合法施行規則の現状に問題があることが出てくる。財務省も、自分たちの所管する法令も同様であることに気づくということか。

(事務局)

そのようになると考えます。それについては、一例として、推進会議の意見として、省令改正が必要であることに言及することもあります。

(江利川委員)

今の論点とあっせんの文書は違うのか。例えば、事務局では、地方公務員法施行規則の改正が必要であるとしている。このような情報については、推進会議としても同様に認識している。あっせんの文書では、この当たりの表現は、どうなるのか。

(事務局)

自治行政局に対し、省令改正の必要を含めた育児休業手当金の支給期間の延長申請の手續や要件についての改善を求めたいと考えます。

(江利川委員)

事務局では、地方公務員共済組合法施行規則及び国家公務員共済組合法施行規則にパパ・ママ育休プラス制度を利用した場合の育児休業手当金の支給期間の延長の要件の規定が設けられていなかった理由については不明で、その再発防止策の検討は困難であるとの説明があった。これについても、あっせんの文書に書くのか。

(事務局)

あっせんの文書には書きません。このことは、前回の会議のご指摘を受けて、事務局が、当時の省令の改正状況を調査し、その状況が分かり、事務局として何らかの改善を検討する余地があるのであれば、検討したいという趣旨で説明しました。結果として、当時の状況が分からなかったことをご報告させていただきました。

(江利川委員)

検討が困難ということについては、推進会議の意見ではなく、事務局の作業としての説明であったということか。

(事務局)

そのとおりです。

推進会議でご議論をいただきたい事項の一環として、前回の推進会議のご指摘を踏まえた事務局の対応結果について、ご説明させていただいたものです。

(秋山座長)

方向性としては良いのではないだろうか。事務局の説明とあっせんの方向にギャップがあったので、委員の方々の中には、具体的なあっせんの内容を承知しておきたいという方はいますか。

(江利川委員)

方向性としては、これで良いのではないか。実質上、うまく事を運んでくれれば、それでよい。ただ、再発防止策の検討は困難であるということが、会議の結論になるというのは、嫌だなという感じがした。

(事務局)

これについては、事務局の作業として、検討ができなかったということです。推進会議のご意見ではありません。

(秋山座長)

本件については、事務局の説明の方向性で、あっせんするということで対応していただきたい。委員の方々、よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(2) 報告

事務局から、以下について概要を報告した。

- ① 年金請求時に添付する戸籍謄本等の原本返却の推進（回答）
- ② 年金受給権者死亡後に支給された年金の返納通知の改善（回答）
- ③ 高年齢雇用継続基本給付金の受給を理由とする老齢厚生年金の一部支給停止の解除（回答）

以 上